

厚生労働省発関厚1227第1号

登録更新通知書

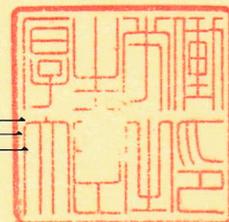
埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目4番17号
一般社団法人埼玉県食品衛生協会
会長 長谷川 保

令和5年12月4日付けの申請について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき、貴機関を同法第4条第9項の登録検査機関として登録の更新をしたので通知する。

登録の有効期間の満了日は、令和11年2月26日とする。

令和5年12月27日

厚生労働大臣 武見 敬三



登録検査機関が行う製品検査の種類

食品衛生法第26条第1項から第3項までに規定する製品検査としての細菌学的検査及び理化学的検査

登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地

一般社団法人埼玉県食品衛生協会 検査センター

埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地